

広島県におけるがん医療提供体制の構築について

1 現 状（広島県がん対策推進計画における整理）

「広島県にはすべての2次医療圏に拠点病院が指定されているが、より質が高く効果的ながん医療を提供するためには、複数の医療機関が参加する医療連携体制を構築する必要がある」との方針のもと、平成19年度から乳がんをモデルにがん医療ネットワークの整備に取り組んでいる。

2 課 題

- 既存の拠点病院が指定された平成18年8月に以降の、がん医療を取り巻く環境変化に対応する必要がある。（乳がん医療ネットワークの構築など）
- がん診療連携拠点病院の整備に関する指針の変更により、平成21年10月末までに新たな基準に基づいて国に指定申請を行う必要がある。

3 がん医療提供体制構築の方向性（案）

がん医療提供体制の中核として位置付けられた拠点病院の機能強化と「がん医療ネットワーク」での連携の推進により、すべての県民に対し、良質で効率的ながん医療を提供できる体制を構築する。

4 検討内容及び検討体制等

がん診療連携拠点病院に求められる医療機能水準や、拠点病院の「がん医療ネットワーク」での役割などについて、広島県地域保健対策協議会「がん対策専門委員会」において、具体的な検討を行い、その結果を「広島県がん対策推進協議会」で協議し、内容を決定した上で、新たながん医療体制構築に向けたプランを策定する。

なお、拠点病院の配置などを含めがん医療提供体制の変更を伴う場合は、広島県がん対策推進計画の部分修正が必要となる。

5 検討に当たっての視点

■ 医療連携・共同利用等によるがん医療提供体制の確保

- ・ 圏域内外の病院との連携による医療提供
- ・ がん種別ごとの診療連携
- ・ 放射線治療機器等の共同利用

■ 拠点病院による圏域内のがん医療提供体制の充実

- ・ 研修会等によるがん医療人材の育成
- ・ 拠点病院を中心とした地域連携クリティカルパスの整備

■ 拠点病院により構成される「ネットワーク型がんセンター」の機能強化

- ・ 県全域を対象とした高度専門治療の提供
- ・ 県全体の必要数に対応した専門人材の育成